

1964. 12. 10

No. 50

発行所 福生町役場
 発行兼 総 務 課
 編集人
 印刷所 昭和印刷K K

補正予算について

去る十一月二十四日の第五回臨時町議会に、昭和三十一年度補正予算が提出されましたが、この予算に対する町長の説明が行なわれましたので、その要点をお知らせし、町民皆様方のご理解ご協力をお願いします。

福生町長

石川 常太郎



昭和三十九年度福生町一般会計補正予算第二号を始め、各特別会計補正予算案を提出

するに当り、福生町の財政現況及び補正の内容並びに今後の財政計画等について、ご説明申し上げます。
 先ず財政の現況であります

如意輪観世音菩薩座像

この写真は、この夏、西多摩全域にわたる文化財調査のときに見出されたものひとつで、当町の真福寺にあるもので、如意輪観音は、ふつう六臂(六本のひじ)ですが、この像のように四臂(四本のひじ)は少なく、江戸時代の製作であつて等身の大作です。



町の人口
 昭和39年12月1日現在
 総人口 29,892人
 内 男 14,517人
 女 15,375人
 世帯数 8,703戸
 転入(11月中) 325人
 転出(11月中) 116人

で、経常収支率約二一〇%、また赤字額は約一億五千万円の多きに達することになりました。

これをわかりやすく説明しますと、経常収支率、つまり経常収入をもつてあてる「意味ですが、町税、地方交付税基地交付金、その他毎年必ず入ってくる一般的な財源に對し、人件費、物件費、各種団体への補助金、負担金また年割償還金等毎年必ず支出される一般的な経費の率が約一一〇%であるということの中に、今回は今回補正計上した

このほか、町内には貴重なものも多く、総合調査の結果この中から文化財に指定されるものが生れるものと期待されています。

し尿処理等の分担金三千五百万円のようなものも含まれています。通常、健全な自治体の経常収支率は七五〜八〇%といわれ、残る二〇〜二五%を特定事業、例えば校舎建設、道路整備のような事業の資金にあて、これをもちまして国や都へ補助金、起債等を要望し、事業を行つていくのりといふことは、事業を行なうための財源はおろか、事業を行なわなくても赤字額が積み重なられると、赤字額が財政的な見方だけからすれば残念ながら不健全なふらふら具合であるといわなければなりません。また、赤字見込額約一億五千万円につきまして

ことができず、倉し尿処理分担金を計上したにもかかわらず、約二千万円を追加し、にとどまり、総額は約五億三千八百万円に抑えることができた。しかしながら支出の科目によつては、削減することが困難なものもあり、例えば、教育費においては国補助金が予定より二千二百万円少なく決定され、これを工事費から削減したにもかかわらず、若干の未計上り人件費や物件費の増額補正により約一千九百五十万円が削減補正された。また、教材の購入等に要する物件費等の減額は僅少に終つております。また、一般会計に併せ各特別会計におきましても、特別会計自体の健全性を維持するよう努力したのであります。公益質屋及び国保事業への一般会計からの繰出金を若干増額しなければならなくなつてまい。さらには税金等の伸びも含め、さらには元費を削減し、経常収支率の正常化を図り、事業資金を生みだすことに努めると同時に、若干の財産処分を行なうなどとして、赤字額の解消に努めたいと考えております。幸い福生町は発展途上にある町でもあり、財産増加も見込まれますので、自主的再建を促進し、一日も早く住民各位のご要望にお応えできるよう努力する所存であります。よろしく皆様のご理解ご協力を願ひ申し上げます。

交通事故はあなたをねらっている

お互いに十分注意しましょう

毎年、全国的に行なつて、春秋の全国交通安全運動を始め、当町では毎月十日に交通安全日と定め、街頭指導による交通安全運動を行なつています。しかしながら、交通事故はその後もあとをたたり、多くの事故件数を数え、尊い命が失なわれています。福生警察管内でも、この十一月から十月までの交通事故は、発生件数六三六件、死者十六人、負傷者二六二人となつて、昨年同期と比較し、件数で十三件、死者一人、負傷者多数と、いづれも増加の傾向を示していることは、まことに残念なことです。このように交通事故が依然として増加してきた原因としては、

- 1、一時非常に高まりを見せ、一、二国民全体の交通安全に対する関心が退潮傾向をたどつたこと。
- 2、交通量が著しく増大してきたこと。
- 3、その他、歩行者の事故を防止するには、何より歩行者自身が正しい横断をするべきで、必ず横断歩道による横断を、また、近くに横断

は、歳末で車も歩行者も動きが激しくなり、このことがさらに運転者、歩行者の気持ちにゆとりを欠き、加えて気候も寒くなり、霧や雪など運転するための条件が一段と悪くなるからです。みなさん交通事故はちよつとしたことから起り、いづれあなたをねらつています。運転者も歩行者も次のことに十分注意し、事故を起さないようにしましょう。

▼運転者は

- 1、横断歩道に歩行者がいる場合、必ず一時停止をして歩行者の保護を心掛けること。
- 2、いつでも止まることができ、安全速度、安全運転を忘れないこと。
- 3、年末は酒を飲む機会が多くなりますが、飲む時と場所に注意して、飲んだあとは絶対に車を運転しないこと。

▼歩行者は

- 1、車の直前、直後の横断、斜め横断、横断禁止場所の横断を行わないこと。
- 2、必ず道路の右側を歩くこと。
- 3、その他、歩行者の事故を防止するには、何より歩行者自身が正しい横断をするべきで、必ず横断歩道による横断を、また、近くに横断

みんなで鉄道事故を防ごう

★福生町に鉄道愛護会が誕生★

歩道がない場合には、左右の安全を十分に確めたいという安全を十分に行なうべきで、必ず横断歩道による横断を、また、近くに横断

ころから、第二の三河島、鶴見事故を起さないように、こどもたちに鉄道のたいせつさと、事故のおそろしさを認識させると同時に、踏切事故の防止、列車防護の根拠となる鉄道愛護と鉄道沿線の幼少年を指導をとおして交通道徳を高めることを目的として誕生したものです。会員になつたこどもたちは国鉄からもらった「夢の超特急」入りのバツチをつけ、事故防止を誓つてます。これからは、映画会や講演会を各地で行い、作文や標語も募集して、熊牛地区だけでなく、次のとおり、全町民に事故防止を呼びかけて、みんなの力が大きく育て、立派な花を咲かせたいものです。

お願い

- 1、線路に石や物をおくことはやめましょう。
- 2、線路や駅構内で遊ぶのはやめましょう。
- 3、汽車や電車に向つて石を投げたり、電車の窓から物を投げるのはやめましょう。
- 4、踏切を見たら一旦まっす左を歩いてから通りますように。
- 5、線路の故事やいたずらがあつたときは早く大人に知らせましょう。
- 6、こどもさんは線路のそばでは遊ばないようにみんなで注意しましょう。そして、みんなで鉄道からこどもを守りましょう。

火災は119番へ

冬の訪れとともに、今年もまた恐ろしい火災のシーズンがやってきました。火災はちよつとした気のゆるみ、不注意がもとで発生しますが、その損害は、建物財産の焼失に止まらず、時に尊い人命を失うこともあります。この際火災の恐ろしさをも一度認識するとともに、各ご家庭とも火の元には十分注意しましょう。

なお、火災ジーンズに備え福生町消防団では十二月一日から来年三月三十一日までの毎晩八時三十分から翌朝五時三十分まで、夜間の常備消防を設置し、夜間の常備消防となりまして、みなさんのご協力をお願いします。

さて、今月の行事は、四日から始まつた人権週間です。この日から七日目の十日は「世界人権宣言記念日」(人権デー)。七日は「大雪」で、いよいよよきげな冬を迎える日になります。

八日は「針供養」ですが、このころでは、この行事もしく限られた人たちの間でしか行なわれなくなりました。二十一日は「冬至」で、一年のうちでいちばん昼の時間の短い日です。二十三日は皇太子誕生日ひきつづいて二十四、五日はすて日本一の年中行事となつてしまつたクリスマスとなります。三十一日は年越し、大みそかです。どなたもどうぞよいお年をお迎えください。

別表 (38.4.1-39.3.31)

線別	件数	内					その他
		投石	置石	機器乱用	発砲	その他	
南武	26	4	11	0	1	10	
横濱	24	3	13	2	0	6	
相模	5	1	2	1	0	1	
青い	32	4	24	0	0	4	
五日市	9	0	8	0	0	1	
八高	31	3	19	0	1	8	
川越	2	0	0	0	0	2	
計	129	15	77	3	2	32	

冬は、一年のうちでいちばん昼の時間の短い日です。二十三日は皇太子誕生日ひきつづいて二十四、五日はすて日本一の年中行事となつてしまつたクリスマスとなります。三十一日は年越し、大みそかです。どなたもどうぞよいお年をお迎えください。

昭和三十八年度

水道事業会計決算状況

昭和三十八年度福生町水道事業会計決算は、地方公営企業法第三十条第二項の規定にもとずいてつくられ福生町監査委員によつて、決算諸表、関係各帳簿、証書類等を審査した結果、決算は計数的に適正かつ正確であると認められ、十一月四日の第三回定例会第二日日本会議で原案どおり可決され、認定されましたのでその概要を報告します。

▼収益的収入の決算について

収益的収入の決算額が四〇、三二〇、一六〇円で予算額に対して一、〇八〇、八九〇円の増加となり、収益的支出の決算額は三九、〇一四、〇八三円で予算額に対して一、九八、九八七円の不用額をみていて、結局、収支の差額五、二九六、〇七七円が本年度の純利益となっています。

▼資本的収入の決算について
資本的収入の決算額六、〇七九、三三〇円に対し、資本的支出の決算額が一五、二〇六、四五三円となり、差引き九、一二七、一三三円の不足となっていますが、これにあてる財源としては、過年度損益勘定留保資金、当年度損益勘定留保資金、前年度繰越現金及び繰越利益剰余金処分額で補っています。

なお、資本的支出では、建設改良費が主で、その内容は、配水施設の改良費三、二三七、五五八円、水源さく井工事費三、〇七五、〇〇〇円、水源上屋、柵工事三四四、〇〇〇円となつていて、その他に企

業債償還金一、七六五、〇〇〇円となつています。以上決算の概要を申し上げました。本年度において五、二九六、〇七七円の純利益を生んだ大きな原因は、町の発展に伴う給水人口の増加と文化生活の向上により、住民一人当りの消費水量が増大していることが、このような好成绩を生んだ大きな要素となつて

昭和38年度水道事業剰余金処分計算書

当年度末処分利益剰余金	5,977,533円
利益剰余金処分額	4,300,000円
翌年度繰越利益剰余金	1,677,533円

収益的収入

区 分	予 算 額	決 算 額	増 減
水道事業収益	43,229,270	44,310,160	1,080,890
営業収益	39,931,270	40,781,573	850,303
営業外収益	3,298,000	3,528,587	230,587

収益的支出

区 分	予 算 額	決 算 額	不用額
水道事業費	39,213,070	39,014,083	198,987
営業費用	30,424,809	30,401,869	22,940
営業外費用	8,747,500	8,612,214	135,286
予備費	40,761	0	40,761

資本的収入

区 分	予 算 額	決 算 額	増 減
資本的支出	6,084,000	6,079,320	△ 4,680
工事負担金	6,084,000	6,084,000	△ 4,680

資本的支出

区 分	予 算 額	決 算 額	不用額
資本的支出	15,681,150	15,206,453	474,697
建設改良費	13,816,150	13,453,859	362,291
企業債償還金	1,765,000	1,752,594	12,406
予備費	100,000	0	100,000

昭和38年度水道事業剰余金計算書

利益剰余金の部	
当年度末処分利益剰余金	5,977,533円
資本剰余金の部	
翌年度繰越資本剰余金	8,078,040円

昭和38年度水道事業損益計算書

(38.4.1~39.3.31)

営業収益	40,781,573円
営業費用	30,401,869円
営業外収益	3,528,587円
営業外費用	8,612,214円
当年度純利益	5,296,077円

昭和38年度水道事業貸借対照表

(39.3.31)

資産の部	
固定資産	158,907,199円
流動資産	8,649,903円
資産合計	167,557,102円
負債の部	
流動負債	140,000円
負債合計	140,000円
資本の部	
資本金	153,261,529円
剰余金	14,155,573円
資本合計	167,417,102円
負債資本合計	167,557,102円

昭和三十九年度上半期 水道事業業務報告

昭和三十九年度水道事業上半期(4月1日～9月)における業務内容の概要を報告します。水道事業も、町の発展に伴い、給水人口の増大と文化生活の向上により、住民一人当りの消費水量が年々増大し、その規模も大きくなりつつあります。特に当町は町全域に給水して、他の市町にみられない、上下水道の普及率をみてみますが、幸にして当町は比較的地下資源に恵まれ、計画水量の揚水を保つています。しかし、別表のとおり、本年夏の一日最大給水量から推測して、現況の施設では来年夏の需要を満たすことができないとなり、断減水という制限給水に迫られることが予想されるので、今後さらに大きな

水資源の確保と、これに見合うべく施設の拡張と整備が必要とされておられます。そこで、五ヶ年継続による第三期拡張計画を立て、各施設の増設と能力の増加を図るための努力をしていますが、本年はその初年度であり、深井戸に着手するための諸手續きを進めています。しかし、主な許可予定額の通知が遅れたため上半期には工事に着手することができませんでしたが、下半期には是非とも計画事に着手し、早期完成に鋭意努力しています。なお、上半期の事業概要、予算の執行状況は、次のとおりです。

1. 事業の概要 (39.4.1～39.9.30)

給水人口	31,000人		
普及率	79%		
給水栓数	7,749栓		
内訳	家庭用	7,515	栓一時用 21
	営業用	57	特殊営業用 8
	団体用	70	湯屋用 9
	共用	69	— 1
1日平均給水量	5,287m ³		
1日最大給水量	9,283m ³		
職員数	26人		

2. 予算の執行状況

(イ) 収益的収入

区分	予定額	上半期調定額	調定率
水道事業収益	45,270	35,964	79.4%
内訳			
営業収益	38,857	29,810	76.7
営業外収益	6,413	6,154	95.9

(ロ) 収益的支出

区分	予定額	上半期執行額	執行率
水道事業費用	45,270	20,936	46.2%
内訳			
営業費用	32,454	12,396	38.1
営業外費用	12,616	8,540	67.6
予備費	200	0	0

(ハ) 資本的収入

なし

(ニ) 資本的支出

区分	予定額	上半期執行額	執行率
資本的支出	11,455	6,635	57.9%
内訳			
建設改良費	9,348	5,644	60.3
企業債償還金	2,007	991	4.9
予備費	100	0	0

成人式される方へ

毎年、一月十五日に行なわれている成人式に該当する人の対象が変わりましたので、ご注意ください。いままでは生年月日によつて、その対象を定めていましたが、来年(昭和四十年)からは、学年別になりました。

△来年度の該当者は、昭和十九年一月十六日から昭和二十年四月一日までの間に生れた人です。

該当者には、一月十日ごろまでにこの通知をさしあげます。が、万一通知の届かぬ人は役場教育委員会へお申出下さい。

登記所からお知らせ

年末における登記所の事務は、十二月二十八日(月曜日)をもって打ち切りたいと思いますが、毎年、年末には登記、台帳関係事件が急激に増加し、混雑しますので、事務締切り間近に提出された事件は年内に処理が完了できない場合も考えられますから、登記、印登録の申請または謄本、印



建設的意見を お待ちしております

より良き町造りのために、町行政について、町民のみなさんから広く意見をいただきたいと存じまして、「お尋ねします」欄を「お答えします」欄を町広報に新設し、八月号から実施しております。

みなさんの貴重なご意見をお待ちしています。

なお、採用条件として、次の事項を忘れないようお願いいたします。

- ①住所、氏名、年令、職業を明記する。
 - ②字数は五百字以内。
 - ③できるだけ私制はがきを、ご使用下さい。
 - ④あて先、役場総務課文書係
- 鑑証明書等各種証明の申請はなるべく早めに提出されるようご協力をお願いいたします。
- なお、登記、登録事務についてご不審の点があつた場合は、当庁にお問い合わせ下さい。(法務局福生出張所)

新しくなる国保保険証

一月一日から

世帯員に対する国保医療費の給付率改正に伴い、一月一日から保険証が新しいものになりますのでご注意ください。

▼保険証の引換方法
1、婦人会が集金しているご家庭には婦人会の人が、十二月中に新しい保険証をお届けし、現在使用している保険証は一月二十日までに回収します。

2、本人が直接役場へ納入している人は、十二月十五日から住民課でお渡します。

現在使用している保険証は一月二十日までに役場へお返し下さい。

保険証が届かなかつたり、不明な点がありましたら、住民課保険係へおたづね下さい。



ご協力ありがとうございます

共同募金運動

十月一日から一ヶ月間にわたって行なわれたこの運動は町民のみならず婦人会の方

々のご協力で優秀な成績で完了できましたことを厚く御礼申し上げます。今後ともよろしくお願ひし、次のおとまり本年度の実績を報告します。

目標額 二八九、〇〇〇円
募金額 四一七、七三〇円

町内名	募金額	町内名	募金額
南地	二、三〇〇円	永田	一、〇二六〇円
内出	六、一五〇円	長沢	七、七三〇円
武蔵野	九、四七〇円	長沢二	九、九七〇円
富士見台	一五、五三〇円	加美一	八、〇七〇円
鍋島	一六、三五五〇円	加美二	二一、三七〇円
鍋島	二二、〇五〇円	本町一	一〇、〇三〇円
熊牛	二二、二一〇円	本町二	九、二五〇円
熊牛	二六、六九〇円	本町三	六、二五〇円
福牛	一四、七一〇円	本町四	一六、八五〇円
福牛	一四、八八〇円	本町五	一三、六二〇円
原ヶ谷	一八、三八〇円	本町六	一三、四二〇円
原ヶ谷	一四、八三〇円	本町七	三六、六五〇円
志茂	二六、五七〇円	本町八	四一、七三〇円
		計	四一七、七三〇円

二兆円突破

住みよい郷土をつくる郵便貯金奨励運動

福生郵便局からお知らせ

を実施中!!

皆様から親しまれている郵便貯金は、十月十五日現在で二兆円を突破いたしました。二兆円という千円札を積みあげると富士山の五二倍にも達します。

このような莫大な貯金は、郵政省から大蔵省の資金運用部に預けられ、国の重要な資源として地方公共団体等に貸し出され、住宅の建設、上下水道など生活環境の整備、病院など厚生施設の拡充、学校、公民館など文教施設の充実、中小企業の振興、運輸、通信道路の整備、国土の開発、基幹産業の拡充、輸出の振興など住みよい郷土をつくるためあらゆる分野において大きく貢献しております。

ただいま福生郵便局では「二兆円突破記念、住みよい郷土をつくる郵便貯金奨励運動」を展開いたしておりますしあわせは自ら楽しくも郵便貯金は明日のしあわせをお手伝いいたします。

年末の郵便物増加期を迎え、ことしも十二月十五日から年賀状の受付が始まりますが福生郵便局では、次のおとまり年賀状のあて名記載などについて、みなさんの協力をお願いいたします。

▼都道府県、町名地番を明りように記入して下さい。

▼差出人(自分)の住所氏名も正確に記入して下さい。

▼同居及び世帯員の場合には世帯主の肩書を忘れずに記入して下さい。

▼アパート、団地等の場合には、〇〇荘又は〇〇団地、棟番号、室番号等を忘れずに記入して下さい。

▼肩書き等が不充分のため、郵便物が戻されたり、遅れたりします。ご注意ください。

▼年賀状は、十二月二十一日まで贈答小包は12月15日までに差出して下さい。

▼郵便についてのお問合せは直接郵便局へおたづね下さい。(電五一一四二二三)



歳末たすけあい運動に

ご協力を

年の瀬の訪れとともに、私達のまわりには、この冬を温く過すことができない不幸な方がいます。こうした方々たいし、温い手をさしのべてお互いに楽しく越年越冬できるように、ただいま歳末たすけあい運動を行なっています。みなさまの温いご協力をお願いします。

年末・年始

役場業務のご案内

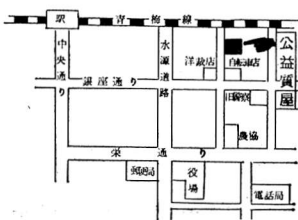
☆十二月二十八日(月)……一般事務は十二時まで
☆十二月二十九日(火)……一月三日(日)まで休み
なほ、二十九日、三十日は収入役室で金銭の収納事務を行ないます。

☆一月四日(月)……仕事始式、一般事務は十二時まで
☆一月五日から平常どおり執務を行います。

みなさん!

一寸したお金の工面
物品のご利用には
他人にたよらず
手軽な金融機関
公益質屋をどうぞ

- ▼貸付 初回のときは、米穀通帳と印鑑をお持ち下さい。
- ▼質物 衣類、装身具、家具等
- ▼貸付金 一口 二万円 一世帯五万円 最高額
- ▼利子 一ヶ月 三分
- ▼流期 入質した日から満四ヶ月のその日まで
- ▼取扱時間 午前九時から午後六時まで、ただし、日曜、祝祭日は休み。



議 決 要 領

- ◆ 今回は、昭和三十九年第三回定例会について報告
- ◆ します。町議会は、十月二十六日を第一日目、十一月四日を第二日目とする会期十日間で行なわれ
- ◆ 議事は日程に従つて慎重に審議されました。その結果、第一日日本会議では、九月二十一日の第三回臨時会で各委員会に付託されていた議案及び請願等九件の審査報告が可決され、新たに二議案◆と請願三件が委員会に付託されました。
- ◆ また、二日日本会議は十一月四日に行なわれ、一議案と第一日目に各委員会に付託された二議案◆と請願三件、計五件の審査報告が可決され、他に請願一件が委員会付託となりました。

第一日日本会議提出議案

◆ 昭和三十八年度福生町水道事業会計決算認定について

◆ 昭和三十九年度福生町水道事業会計補正予算

(いづれも厚生委員会付託)

○ 審査報告

◆ 福生町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

(総務委員長報告とあり、原案を一部修正のうえ、可決する)

◆ 福生町災害対策本部条例

◆ 福生町防災会議条例

◆ (いづれも原案とあり可決)

◆ 福生町立学校施設々備使用条例

(原案とあり可決)

◆ 町道路線の廃止について

◆ 町道路線の変更について

(いづれも委員長報告とあり可決)

◆ 町立小中学校の施設並びに

運営に関する請願書中「学校給食センター設置について及びフィルムライブラリーの設置について」

(総務委員会に付託され、次の意見を付し採択の上、執行機関に送付すべきものと決定、委員長報告とあり可決される。)

(意見)

一、学校給食センター設置に町財政を考慮のうえ、給食センターの設置に努力すべきである。

二、フィルムライブラリーの設置について

学校教育水準向上のため、視聴覚教育の充実は重要と思われるので、これら整備に努力すべきである。

◆ 町立小中学校の施設並びに運営に関する請願書のうち、「児童生徒の通学路の優先整備について」

(建設委員会に付託され、次の意見を付し採択の上、執行機関に送付すべきものと決定、委員長報告とあり可決された。)

(意見)

請願の趣旨は了とされるが四〇一号線は舗装完了、一六九号線、五〇一号線は舗装及び側溝の工事中であり、三八一号線、四九五号線はすでに今年度において予算化され、事業直前の段階にあり、その他については、町財政上早期実施は困難と認め、が、緊急を要する箇所は路面補修を行い、今後において総体的に整備計画を立て、舗装の推進を計られた。なお、町において、小中学校児童の交通安全を期するため教育委員会及び管内小中学校PTA等と協議し、学童のための交通安全標識の設置につき研究し、速かにこれが実現を計るよう努力することを要望する。

◆ 町立小中学校の施設並びに運営に関する請願書のうち、「児童生徒の通学路の優先整備について」

(建設委員会に付託され、次の意見を付し採択の上、執行機関に送付すべきものと決定、委員長報告とあり可決された。)

(意見)

請願の趣旨は了とされるが四〇一号線は舗装完了、一六九号線、五〇一号線は舗装及び側溝の工事中であり、三八一号線、四九五号線はすでに今年度において予算化され、事業直前の段階にあり、その他については、町財政上早期実施は困難と認め、が、緊急を要する箇所は路面補修を行い、今後において総体的に整備計画を立て、舗装の推進を計られた。なお、町において、小中学校児童の交通安全を期するため教育委員会及び管内小中学校PTA等と協議し、学童のための交通安全標識の設置につき研究し、速かにこれが実現を計るよう努力することを要望する。

◆ 町立小中学校の施設並びに運営に関する請願書のうち、「児童生徒の通学路の優先整備について」

(建設委員会に付託され、次の意見を付し採択の上、執行機関に送付すべきものと決定、委員長報告とあり可決された。)

(意見)

請願の趣旨は了とされるが四〇一号線は舗装完了、一六九号線、五〇一号線は舗装及び側溝の工事中であり、三八一号線、四九五号線はすでに今年度において予算化され、事業直前の段階にあり、その他については、町財政上早期実施は困難と認め、が、緊急を要する箇所は路面補修を行い、今後において総体的に整備計画を立て、舗装の推進を計られた。なお、町において、小中学校児童の交通安全を期するため教育委員会及び管内小中学校PTA等と協議し、学童のための交通安全標識の設置につき研究し、速かにこれが実現を計るよう努力することを要望する。

◆ 町立小中学校の施設並びに運営に関する請願書のうち、「児童生徒の通学路の優先整備について」

(建設委員会に付託され、次の意見を付し採択の上、執行機関に送付すべきものと決定、委員長報告とあり可決された。)

(意見)

請願の趣旨は了とされるが四〇一号線は舗装完了、一六九号線、五〇一号線は舗装及び側溝の工事中であり、三八一号線、四九五号線はすでに今年度において予算化され、事業直前の段階にあり、その他については、町財政上早期実施は困難と認め、が、緊急を要する箇所は路面補修を行い、今後において総体的に整備計画を立て、舗装の推進を計られた。なお、町において、小中学校児童の交通安全を期するため教育委員会及び管内小中学校PTA等と協議し、学童のための交通安全標識の設置につき研究し、速かにこれが実現を計るよう努力することを要望する。

◆ 町立小中学校の施設並びに運営に関する請願書のうち、「児童生徒の通学路の優先整備について」

(建設委員会に付託され、次の意見を付し採択の上、執行機関に送付すべきものと決定、委員長報告とあり可決された。)

(意見)

請願の趣旨は了とされるが四〇一号線は舗装完了、一六九号線、五〇一号線は舗装及び側溝の工事中であり、三八一号線、四九五号線はすでに今年度において予算化され、事業直前の段階にあり、その他については、町財政上早期実施は困難と認め、が、緊急を要する箇所は路面補修を行い、今後において総体的に整備計画を立て、舗装の推進を計られた。なお、町において、小中学校児童の交通安全を期するため教育委員会及び管内小中学校PTA等と協議し、学童のための交通安全標識の設置につき研究し、速かにこれが実現を計るよう努力することを要望する。

◆ 町立小中学校の施設並びに運営に関する請願書のうち、「児童生徒の通学路の優先整備について」

(建設委員会に付託され、次の意見を付し採択の上、執行機関に送付すべきものと決定、委員長報告とあり可決された。)

(意見)

請願の趣旨は了とされるが四〇一号線は舗装完了、一六九号線、五〇一号線は舗装及び側溝の工事中であり、三八一号線、四九五号線はすでに今年度において予算化され、事業直前の段階にあり、その他については、町財政上早期実施は困難と認め、が、緊急を要する箇所は路面補修を行い、今後において総体的に整備計画を立て、舗装の推進を計られた。なお、町において、小中学校児童の交通安全を期するため教育委員会及び管内小中学校PTA等と協議し、学童のための交通安全標識の設置につき研究し、速かにこれが実現を計るよう努力することを要望する。

○ 請願

◆ 側溝新設並びに道路舗装に関する請願書

(厚生委員会付託)

◆ 町道路線に関する請願書

◆ 日光街道踏切存続促進に関する請願書

(いづれも建設委員会付託)

第二日日本会議提出議案

◆ 契約締結について

(その一)

一、名称 福生町立福生中学校校防音改築工事

二、規模 鉄筋コンクリート

三、契約の方法 随意契約

四、契約金額 金四千三百八拾八万九千円

五、契約の相手方 田村建設工業(株)

(その二)

一、名称 仮称福生町福生中学校分校防音新築工事

二、規模 鉄筋コンクリート

三、契約の方法 随意契約

四、契約金額 金四千三百八拾八万九千円

五、契約の相手方 田村建設工業(株)

◆ 側溝新設並びに道路舗装に関する請願書

(厚生委員会付託)

◆ 町道路線に関する請願書

◆ 日光街道踏切存続促進に関する請願書

(いづれも建設委員会付託)

第二日日本会議提出議案

◆ 契約締結について

(その一)

一、名称 福生町立福生中学校校防音改築工事

二、規模 鉄筋コンクリート

三、契約の方法 随意契約

四、契約金額 金四千三百八拾八万九千円

五、契約の相手方 田村建設工業(株)

(その二)

一、名称 仮称福生町福生中学校分校防音新築工事

二、規模 鉄筋コンクリート

三、契約の方法 随意契約

四、契約金額 金四千三百八拾八万九千円

五、契約の相手方 田村建設工業(株)

◆ 側溝新設並びに道路舗装に関する請願書

(厚生委員会付託)

◆ 町道路線に関する請願書

◆ 日光街道踏切存続促進に関する請願書

(いづれも建設委員会付託)

第二日日本会議提出議案

◆ 契約締結について

(その一)

一、名称 福生町立福生中学校校防音改築工事

二、規模 鉄筋コンクリート

三、契約の方法 随意契約

四、契約金額 金四千三百八拾八万九千円

五、契約の相手方 田村建設工業(株)

(その二)

一、名称 仮称福生町福生中学校分校防音新築工事

二、規模 鉄筋コンクリート

三、契約の方法 随意契約

四、契約金額 金四千三百八拾八万九千円

五、契約の相手方 田村建設工業(株)

◆ 側溝新設並びに道路舗装に関する請願書

(厚生委員会付託)

◆ 町道路線に関する請願書

◆ 日光街道踏切存続促進に関する請願書

(いづれも建設委員会付託)

第二日日本会議提出議案

◆ 契約締結について

(その一)

一、名称 福生町立福生中学校校防音改築工事

二、規模 鉄筋コンクリート

三、契約の方法 随意契約

四、契約金額 金四千三百八拾八万九千円

五、契約の相手方 田村建設工業(株)

(その二)

一、名称 仮称福生町福生中学校分校防音新築工事

二、規模 鉄筋コンクリート

三、契約の方法 随意契約

四、契約金額 金四千三百八拾八万九千円

五、契約の相手方 田村建設工業(株)

◆ 側溝新設並びに道路舗装に関する請願書

(厚生委員会付託)

◆ 町道路線に関する請願書

◆ 日光街道踏切存続促進に関する請願書

(いづれも建設委員会付託)

第二日日本会議提出議案

◆ 契約締結について

(その一)

一、名称 福生町立福生中学校校防音改築工事

二、規模 鉄筋コンクリート

三、契約の方法 随意契約

四、契約金額 金四千三百八拾八万九千円

五、契約の相手方 田村建設工業(株)

(その二)

一、名称 仮称福生町福生中学校分校防音新築工事

二、規模 鉄筋コンクリート

三、契約の方法 随意契約

四、契約金額 金四千三百八拾八万九千円

五、契約の相手方 田村建設工業(株)

決定、委員長報告とあり可決される。(別掲)

◆ 昭和三十九年度福生町水道事業会計補正予算

つぎのとおり、原案を可決(収益的収入)

◆ 今回の補正額五九七万円

◆ 累計額五、一四四万円

(収益的支出)

◆ 今回の補正額三三九万二千円

◆ 累計額四、八六六万二千円

(資本的収入)

◆ 今回の補正額一千万円、累計額一千万円

(資本的支出)

◆ 今回の補正額一、二一三万五千円、累計額二、三三九万五千円

これは、第三回拡張事業の第八水源さく井工事及び配水管工事、その他これにかかる付帯工事費等が主で、資本的収入額が支出額に対して不足する一、三五九万円は、当年度損益勘定留保資金、建設改良積立金、繰越利益剰余金で補てんする。

決定、委員長報告とあり可決される。(別掲)

◆ 昭和三十九年度福生町水道事業会計補正予算

つぎのとおり、原案を可決(収益的収入)

◆ 今回の補正額五九七万円

◆ 累計額五、一四四万円

(収益的支出)

◆ 今回の補正額三三九万二千円

◆ 累計額四、八六六万二千円

(資本的収入)

◆ 今回の補正額一千万円、累計額一千万円

(資本的支出)

◆ 今回の補正額一、二一三万五千円、累計額二、三三九万五千円

これは、第三回拡張事業の第八水源さく井工事及び配水管工事、その他これにかかる付帯工事費等が主で、資本的収入額が支出額に対して不足する一、三五九万円は、当年度損益勘定留保資金、建設改良積立金、繰越利益剰余金で補てんする。

決定、委員長報告とあり可決される。(別掲)

◆ 昭和三十九年度福生町水道事業会計補正予算

つぎのとおり、原案を可決(収益的収入)

◆ 今回の補正額五九七万円

◆ 累計額五、一四四万円

(収益的支出)

◆ 今回の補正額三三九万二千円

◆ 累計額四、八六六万二千円

(資本的収入)

◆ 今回の補正額一千万円、累計額一千万円

(資本的支出)

◆ 今回の補正額一、二一三万五千円、累計額二、三三九万五千円

これは、第三回拡張事業の第八水源さく井工事及び配水管工事、その他これにかかる付帯工事費等が主で、資本的収入額が支出額に対して不足する一、三五九万円は、当年度損益勘定留保資金、建設改良積立金、繰越利益剰余金で補てんする。

決定、委員長報告とあり可決される。(別掲)

◆ 昭和三十九年度福生町水道事業会計補正予算

つぎのとおり、原案を可決(収益的収入)

◆ 今回の補正額五九七万円

◆ 累計額五、一四四万円

(収益的支出)

◆ 今回の補正額三三九万二千円

◆ 累計額四、八六六万二千円

(資本的収入)

◆ 今回の補正額一千万円、累計額一千万円

(資本的支出)

◆ 今回の補正額一、二一三万五千円、累計額二、三三九万五千円

これは、第三回拡張事業の第八水源さく井工事及び配水管工事、その他これにかかる付帯工事費等が主で、資本的収入額が支出額に対して不足する一、三五九万円は、当年度損益勘定留保資金、建設改良積立金、繰越利益剰余金で補てんする。

決定、委員長報告とあり可決される。(別掲)

◆ 昭和三十九年度福生町水道事業会計補正予算

つぎのとおり、原案を可決(収益的収入)

◆ 今回の補正額五九七万円

◆ 累計額五、一四四万円

(収益的支出)

◆ 今回の補正額三三九万二千円

◆ 累計額四、八六六万二千円

(資本的収入)

◆ 今回の補正額一千万円、累計額一千万円

(資本的支出)

◆ 今回の補正額一、二一三万五千円、累計額二、三三九万五千円

これは、第三回拡張事業の第八水源さく井工事及び配水管工事、その他これにかかる付帯工事費等が主で、資本的収入額が支出額に対して不足する一、三五九万円は、当年度損益勘定留保資金、建設改良積立金、繰越利益剰余金で補てんする。

整備計画を立案し、舗装化の推進を計られたい。

◆ 町道路舗装に関する請願書

熊川二、五四番地から熊川一、三二五番地に至る町道で、建設委員会に付託され、次の意見を付し、執行機関に送付すべきものと決定し、委員長報告とあり可決された。

(意見)

町財政上早期実施は困難であり、とりあえず路面不陸の補修を行い、今後、全体的に整備計画を立案し、舗装の推進を計られたい。なお、この校道路線の取付部分については舗装されるよう要望する。

◆ 日光街道踏切存続促進に関する請願書

建設委員会では、次の意見を付し、執行機関に送付すべきものと決定し、委員長報告とあり、可決した。

(意見)

附近住民の衷情を考慮の上、東京都、国鉄その他関係官公庁に対し踏切の存続について促進方一段と努力すべきである。

整備計画を立案し、舗装化の推進を計られたい。

◆ 町道路舗装に関する請願書

熊川二、五四番地から熊川一、三二五番地に至る町道で、建設委員会に付託され、次の意見を付し、執行機関に送付すべきものと決定し、委員長報告とあり可決された。

(意見)

町財政上早期実施は困難であり、とりあえず路面不陸の補修を行い、今後、全体的に整備計画を立案し、舗装の推進を計られたい。なお、この校道路線の取付部分については舗装されるよう要望する。

◆ 日光街道踏切存続促進に関する請願書

建設委員会では、次の意見を付し、執行機関に送付すべきものと決定し、委員長報告とあり、可決した。

(意見)

附近住民の衷情を考慮の上、東京都、国鉄その他関係官公庁に対し踏切の存続について促進方一段と努力すべきである。

整備計画を立案し、舗装化の推進を計られたい。

◆ 町道路舗装に関する請願書

熊川二、五四番地から熊川一、三二五番地に至る町道で、建設委員会に付託され、次の意見を付し、執行機関に送付すべきものと決定し、委員長報告とあり可決された。

(意見)

町財政上早期実施は困難であり、とりあえず路面不陸の補修を行い、今後、全体的に整備計画を立案し、舗装の推進を計られたい。なお、この校道路線の取付部分については舗装されるよう要望する。

◆ 日光街道踏切存続促進に関する請願書

建設委員会では、次の意見を付し、執行機関に送付すべきものと決定し、委員長報告とあり、可決した。

(意見)

附近住民の衷情を考慮の上、東京都、国鉄その他関係官公庁に対し踏切の存続について促進方一段と努力すべきである。

整備計画を立案し、舗装化の推進を計られたい。

◆ 町道路舗装に関する請願書

熊川二、五四番地から熊川一、三二五番地に至る町道で、建設委員会に付託され、次の意見を付し、執行機関に送付すべきものと決定し、委員長報告とあり可決された。

(意見)

町財政上早期実施は困難であり、とりあえず路面不陸の補修を行い、今後、全体的に整備計画を立案し、舗装の推進を計られたい。なお、この校道路線の取付部分については舗装されるよう要望する。

◆ 日光街道踏切存続促進に関する請願書

建設委員会では、次の意見を付し、執行機関に送付すべきものと決定し、委員長報告とあり、可決した。

(意見)

附近住民の衷情を考慮の上、東京都、国鉄その他関係官公庁に対し踏切の存続について促進方一段と努力すべきである。

整備計画を立案し、舗装化の推進を計られたい。

◆ 町道路舗装に関する請願書

熊川二、五四番地から熊川一、三二五番地に至る町道で、建設委員会に付託され、次の意見を付し、執行機関に送付すべきものと決定し、委員長報告とあり可決された。

(意見)

町財政上早期実施は困難であり、とりあえず路面不陸の補修を行い、今後、全体的に整備計画を立案し、舗装の推進を計られたい。なお、この校道路線の取付部分については舗装されるよう要望する。

◆ 日光街道踏切存続促進に関する請願書

建設委員会では、次の意見を付し、執行機関に送付すべきものと決定し、委員長報告とあり、可決した。

(意見)

附近住民の衷情を考慮の上、東京都、国鉄その他関係官公庁に対し踏切の存続について促進方一段と努力すべきである。

